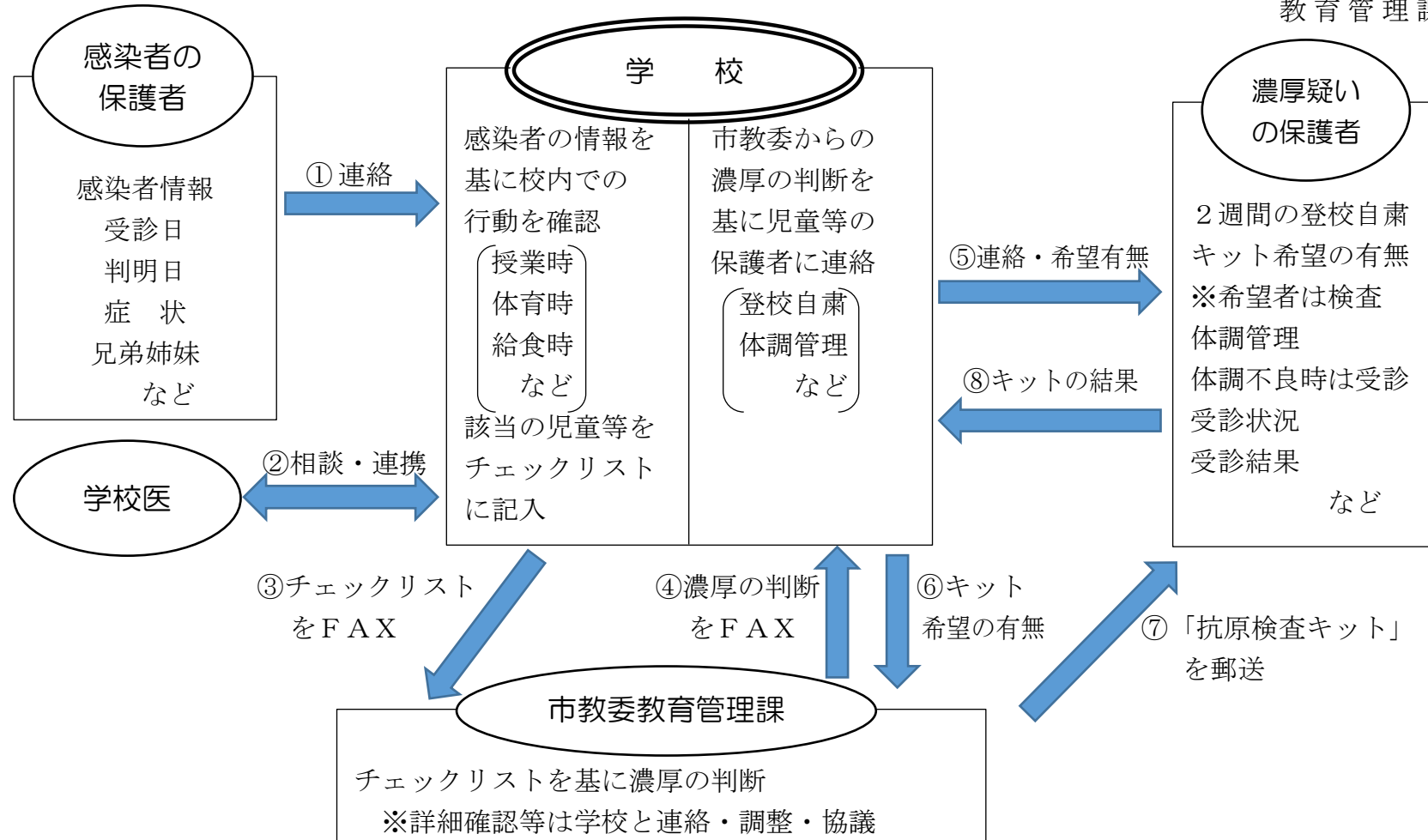


## 濃厚接触者の疑いの判断の流れ

令和3年8月  
教育管理課



②の「学校医への相談・連携」は必要に応じて実施する。

⑤の連絡後、定期的に児童等の健康確認は学校から行う。

⑧「抗原検査キット」の結果を市教委へ報告する。また、受診した場合、その都度、受診先や受診結果等を市教委へ報告する。